

法務大臣殿

18 家族 1 個人 43 名の長期滞在家族に在留特別許可を！

1980 年代後半より就労を目的として多くの外国人が来日しました。3K（きつい・きたない・きけん）労働といわれる過酷な仕事に従事する人も少なくありませんでした。中には、在留資格を持たない非正規滞在の状態に置かれている外国人も存在します（2011 年 1 月時点 78,488 人／法務省入国管理局統計）。

近年、彼／彼女らの定住化が顕著となってきています。公立小・中・高等学校に通う子どもを持つ家族もあります。非正規滞在の親から生まれた子どもは、生まれたときから非正規滞在となります。厳しい状況に置かれているにもかかわらず、日々一生懸命、学校生活を送っています。また、日本人（永住者）と結婚をした非正規滞行者も在留を求めています。

入国管理局は、非正規滞在の外国人に対する摘発を強化し、送還していますが、一方で法務大臣の恩恵と言われている「在留特別許可」を活用して正規化する措置も取っています。法務省はこの在留特別許可に関してガイドラインを公表しており、非正規のままで滞在する外国人の正規化は緊急の課題となっています。

今回、署名活動に参加している非正規滞在の 18 家族 1 個人 43 名は、いずれも日本に定住しています。日本で生まれた子どもや、日本で結婚した妻と平穩に生活続けることを希望しています。

18 家族 1 個人 43 名に、日本での在留を認め、子どもたちが日本で安心して学習できるように、また夫婦には安心して共に暮らせるようにしてください。

2011 年 月 日

お 名 前	住 所

取扱い団体 特定非営利活動法人 ASIAN PEOPLE' S FRIENDSHIP SOCIETY (A. P. F. S.)

TEL03-3964-8739 / FAX03-3579-0197

住所 〒173-0014 東京都板橋区大山東町 56-6-301

第一次集約日 2011 年 8 月 8 日